

相談窓口担当者のための
「多文化」ってこういうこと

＝結婚・離婚 編＝

2016年3月

公益財団法人 愛知県国際交流協会

協議離婚？裁判離婚？ 離婚は難しい

事例① 日系ブラジル人同士の離婚の相談です。

事例② 別居している日本人夫と離婚して、別の日本人と結婚したいと考えているフィリピン人女性からの相談です。

事例①



日系ブラジル人の夫と子どもと一緒に暮らしていますが、最近喧嘩が絶えず、離婚することになりました。夫も同意しています。どのように手続きすればいいのでしょうか？

だれの国の法律に従って離婚？

国際結婚の場合、どの国の法律に従って離婚の手続きをするかは、次のように決められています。

- 夫婦の本国法が同じであるとき → その国の法律
- 夫婦の本国法が異なるが、生活の本拠となる居住国は同じであるとき → 居住国の法律
- 夫婦の本国法も生活の本拠となる居住国も異なるとき → 夫婦に最も密接な関係のある国の法律

二重国籍で日本に住んでいる場合は、日本の法律が優先されます。



この事例の場合は、夫婦の国籍を確認する必要があります。2人ともブラジル国籍ならブラジルの法律に、2人の国籍が異なるなら居住地が日本なので、日本の法律に従って、手続きを進めることになります。

日本の離婚手続き

- 協議離婚 … 双方が離婚に合意しているときは、離婚届を市区町村役場に提出すれば成立します。
- 調停離婚 … 一方が離婚に応じないときは、まず、家庭裁判所に離婚調停の申し立てを行います。調停員という第三者の立ち会いの下、離婚の話合いを行い、双方が合意に至れば離婚が成立します。
- 審判離婚 … 調停で合意に至らない場合で、裁判所が相当と認めるときは、裁判所が職権で離婚を成立させます。(審判離婚の件数は非常に少なく、調停が不成立だと、その後裁判に移行する場合があります。)
- 裁判離婚 … 上記のいずれでも離婚成立に到らないとき、あるいは協議や調停が不可能なときは、家庭裁判所に離婚の訴えを起し、裁判で決定します。

ただし、下記の理由以外では裁判離婚は認められません。

- 配偶者に不貞な行為があったとき
- 配偶者から悪意で婚姻関係を遺棄されたとき
- 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき
- 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき
- その他婚姻を継続しがたい重大な事由があるとき

日本で離婚成立しても、他の国では結婚したまま？

日本で離婚が成立しても夫婦どちらかあるいは両者の本国にも届けをしなければ、その国では婚姻が継続中となってしまいます。日本に住んでいる場合、在日の大使館や領事館に届出をして手続きするのですが、国によって離婚に対する考え方が異なるので、その方法も異なります。

協議離婚を認めている国なら、日本での離婚届受理証明書等の書類を提出すれば離婚が成立しますが、協議離婚を認めている国は少なく、多くの国で裁判が必要です。

また、同じ外国籍同士の離婚の場合は、2人の本国法で離婚の手続きをした上で、必要に応じて日本の市区町村役場に届出をするのが一般的ですが、本国法で手続きするために日本の市区町村役場で発行された書類が必要になる場合もあります。

										
日本	インドネシア	タイ	韓国	中国	ネパール	フィリピン	ベトナム	アメリカ	ブラジル	ペルー
協議離婚 調停離婚 審判離婚 裁判離婚	裁判離婚	協議離婚 裁判離婚	協議離婚 裁判離婚	協議離婚 調停離婚 裁判離婚	協議離婚 裁判離婚	離婚不可	裁判離婚	裁判離婚	裁判離婚 協議離婚	協議離婚 裁判離婚

ブラジルの離婚手続き

●日本で離婚が成立した場合

ブラジルの高等裁判所で承認される必要があります。ブラジル本国での手続きについては、ブラジルで資格を持つ弁護士に相談してください。

●夫婦共にブラジル国籍所有者で、日本で離婚が成立していない場合

ブラジル本国で手続きを行うほうが望ましいでしょう。

【未成年の子・分与財産がある場合】

ブラジル国内での裁判手続きを経て離婚します。当事者双方に争いがない場合については、代理手続きで行うことができます。詳細については、ブラジルで資格を持つ弁護士に相談してください。

【未成年の子・分与財産がない、かつ当事者に争いのない離婚の場合】

- 協議離婚公正証書をもって離婚することができます。第三者またはブラジルで資格を持つ弁護士により、代理手続きをすることができます。
- 総領事館で協議離婚公正証書を作成することもできますが、ブラジルで資格を持つ弁護士への委任状作成、公正証書の原案作成手配、協議離婚事項のブラジルの婚姻証明書の追記手続きの依頼が必要であるなど、複雑で時間のかかる手続きとなるため、最初からブラジル本国ですべての手続きを行うことが望ましい。

離婚の手続き ～ペルーの場合～

基本的にペルーも裁判離婚ですが、2008年に法律が改正され、次の条件を満たす場合は、協議離婚もできるようになりました。

- 結婚して2年が経過し、夫婦が離婚に向けて別居を決意していること。
- 未成年または障害がある成年の子どもがいないこと。いる場合は、親権、養育費および面会について、法に基づく裁判所の確定判決または協議書を有すること。
- 取得財産共同体（夫婦が婚姻期間中に得た財産）におかれる財産がない、あるいは取得財産共同体の変更または解消に関する公的登録窓口に登録された公証文を有すること。

これらの条件を満たしている場合、夫婦の最後の住居地または婚姻挙式地を管轄する役場に申請し、条件を満たしていることが確認されると、15日以内に夫婦両者との面会が行われます。離婚の意向が確認されれば、宣誓供述書により、法的別居が決定されます。さらに、宣誓供述書の発行日より2か月経てば、夫婦のどちらかが婚姻の解消を申請することができます。

韓国では、夫婦の同意による協議離婚を認めています。しかし、日本のように離婚届を役場に提出するだけでは成立しません。2008年6月22日から、協議離婚の手続きに、

- ①離婚に関する案内と相談勧告を受ける
- ②離婚熟慮期間を設ける
- ③未成年の子女がいる場合は養育と親権者決定に関する協議書（または審判定本）を事前提出することの三点が義務となりました。

従って、離婚に同意する夫婦は家庭裁判所（韓国では家庭法院と言います）で協議離婚の意思確認を申請し、離婚に関する案内を受けてから離婚熟慮期間（養育する子女がいる場合は3か月、その他は1か月）を持ちます。その後、指定された期日に裁判官の前には出席し、協議離婚意思の確認を受けた後、3か月以内に行政窓口にて離婚の申告をします。海外在住の韓国人の夫婦も同じように必ず夫婦と一緒に総領事館を訪問して協議離婚意思の確認を担当領事の前で受けなければなりません。

事例②



私はフィリピン人ですが、今つきあっている日本人と結婚したいと思っています。でも、実はまだ離婚の手続きをしていなくて…。今の夫も日本人ですが、別居中です。どうすればいいでしょうか？



フィリピンの方は、そもそも離婚を認めていません。そのため、正式な手続きをしないまま、長期間別居し、そのまま新しいパートナーと生活するケースも多いようです。最近では、国際結婚の場合に限って、離婚が成立することもあります。そうした背景を踏まえて対応しましょう。

フィリピン人の離婚と再婚

フィリピンはカトリックの国で、「神が導いた結婚なので、永遠に別れてはいけない」という教えがあるため、離婚を認めていません。その代わりに「婚姻無効」や「婚姻解消」または「法廷別居」の裁判がありますが、その条件はとて厳しく、手続きが長期にわたり費用がかかるため、多くのフィリピン人は裁判をしません。

● 婚姻無効の条件（フィリピン家族法の主に第35条から）

- ① 第2条の基本的要件又は第3条の形式的要件のいずれかが欠ける場合
- ② 婚姻適齢に違反する婚姻
- ③ 近親婚の場合
- ④ 準近親婚等公序に反する場合
- ⑤ 重婚の場合
- ⑥ 婚姻時に婚姻に伴う夫婦間の基本的な義務を遵守することが心理的に不能であった場合
- ⑦ 当事者の一方につき相手方の同一人性に関し錯誤がある場合
- ⑧ 法律上婚姻挙行する権限のない者により婚姻が挙行された場合
- ⑨ 有効な婚姻許可証なくして婚姻が挙行された場合

● 婚姻解消の条件 (フィリピン家族法第45条から)

- ① 当事者が満18歳以上満21歳未満である場合で、父母の同意を得ていない場合
- ② 一方の当事者が精神異常であった場合
- ③ 一方の当事者の同意が詐欺によって得られた場合
- ④ 一方の当事者の同意が強制、強迫又は不当な影響力の下で得られた場合
- ⑤ 一方の当事者が、婚姻挙行時において、身体的に他方当事者と性的関係に入る能力がなく、かつ、その不能の状態が継続していて治療することができないと認められた場合
- ⑥ 一方の当事者が、重度の性的伝染病に罹患しており、かつ、治療することができないと認められた場合

しかし、フィリピン人と外国人の夫婦の場合に限り、1988年施行されたフィリピン家族法26条2項「フィリピン人と外国人との婚姻が有効に挙行されて、その後、外国において離婚が有効に成立し、外国人配偶者が再婚する資格を得た場合は、フィリピン人配偶者もフィリピン法に従い再婚することができる」により、実質的に離婚が可能となりました。

フィリピン法で再婚するためには、フィリピンの地方裁判所において民事訴訟を起し、国外で成立した離婚を法的に承認してもらわなければなりません。さらに、判決をもとに民事登録書類をマニラにある総合民事登録局に提出しなければなりません。

これらの手続きはフィリピン弁護士に依頼する場合がありますが、相当な時間と費用がかかります。



この事例の場合は、日本人男性とフィリピン女性の離婚ですので、日本の法律に従って手続きを進め、離婚が成立すれば、再婚することができます。ただし、再婚の手続きはとても大変です。

離婚するとき考えなければいけない様々なこと

国際結婚をした夫婦、あるいは外国籍同士の夫婦が離婚するとき、日本人同士の離婚とは異なり、その手続きも関係する複数の国で行わなければいけないのでとても大変ですが、それ以外にも付随して考えなければいけないことがあります。たとえば

- 在留資格 (→P.24)
- 慰謝料や財産分与
- 子どもの親権や養育権 (→P.38) などです。

また、「世帯」が解消されることによって、社会保障、仕事、子どもの名前…など様々な手続きが必要になります。



なぜ、日本にはフィリピン女性が多い？

フィリピン政府は海外就労を奨励しており、多くのフィリピン人が現在も海外で働いています。これはフィリピン国内の低賃金という社会経済的背景も関係しているのでしょうか。彼らは海外で働いた稼ぎの一部をフィリピンにいる家族に送金しています。海外出稼ぎ労働者による送金はフィリピン経済を支える重要な要素となっています。70年代後半には男性が中東諸国へ建設労働者として出稼ぎに出ることが多かったのですが、80年代後半以降、香港、シンガポール、中東へ家事労働者、日本へエンターテイナーとして、出稼ぎに来る女性が増えました。彼女らの多くは「興行」という在留資格を取得し、フィリピンパブなどでダンサーや歌手として働きました。フィリピンパブなどで知り合った日本人男性と結婚し、家族を持ったことにより、フィリピン人女性の日本への定住化が進んだのではないかと考えられます。

離婚後も 日本に住める？

相談者は中国人女性。日本人の夫と1歳の子どもがいる専業主婦ですが、今、夫との離婚を考えています。



夫が家事や育児に全然協力してくれないので、離婚しようと思っているのですが、離婚したら日本に住めなくなるのではないかと不安なんです。



この事例の場合、不安に思う理由はいくつか考えられます。

- 在留資格のこと ○ 所得のこと
- 育児のこと ○ 住居のこと など。

まずは、本人が何に不安を感じているのか確認し、その上で、離婚前に考えたほうが良いことを伝えましょう。

離婚したときの在留資格

外国籍の人が日本で生活するときは、「**在留資格**」(→P.24)を取得することが必要となります。2016年1月現在、27種類の在留資格がありますが、「活動に基づく資格」と「身分または地位に基づく資格」に大きく分かれます。「活動に基づく資格」の場合は、認められている活動の範囲を超えて収入や報酬を得る活動をすることができませんが、「身分または地位に基づく資格」の場合は、活動の制限はありません。

日本人と結婚している外国籍の人が一般に取得しているのは「日本人の配偶者等」の在留資格ですが、原則として、「配偶者の身分を有する者としての活動を継続して6月以上行わないで在留している」場合、これについて「**正当な理由**」があるときを除き、在留資格取り消しの対象となります。(入管法第22条の4第1項第7項)

「**正当な理由**」とは

- 配偶者からの暴力(いわゆるDV)を理由として一時的に避難または保護を必要としている場合
- 子どもの養育等やむを得ない事情のために配偶者と別居して生活しているが生計を一にしている場合
- 本国の親族の傷病等の理由により、再入国許可(みなし再入国許可も含む)による長期間の出国をしている場合
- 離婚調停または離婚訴訟中の場合 などです。

また、離婚が成立した場合は、14日以内に届け出なければいけません。なお、婚姻期間あるいは日本での滞在期間が長い場合や日本国籍を持つ未成年の子どもがいて養育の必要がある場合などは、在留資格を「**定住者**」に変更できる可能性があります。「定住者」の資格も「身分または地位に基づく資格」なので、日本での活動に制限はありません。在留資格の変更手続は入国管理局で行います。

外国籍同士の結婚の場合は、在留資格によっていろいろなケースが考えられます。定住者と結婚した配偶者は「定住者」の資格を得ることができ、離婚しても認められている期間内は、そのまま日本に滞在することができます。



この事例の場合は、夫が日本人なので、子どもは日本国籍を持っていることがあります。相談者が現在、「日本人の配偶者等」の資格をもっているなら、離婚後は申請の上、「定住者」の在留資格が与えられる可能性があります。

離婚後に受けられる支援

国籍を問わず、ひとり親家庭に対する支援制度を利用することができます。それぞれの生活に応じて以下のような支援を受けることができます。また、所得税や住民税、国民年金、国民健康保険料、保育料などの減免制度があります。困ったときは各市町福祉事務所や県福祉事務所に相談するのがよいでしょう。なお、以下の支援には、所得制限がある場合があります。

制度	支援内容
児童手当	日本国内に住む15歳の誕生日後の最初の3月31日までの子どもを養育している人に支給されます。元配偶者が受給者になっている場合は、養育者への変更手続きが必要になります。
児童扶養手当	ひとり親家庭で、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの子どもを養育している場合に支給されます。養育する子どもの数や所得等により決められます。
愛知県遺児手当	県内に住所があるひとり親家庭で、18歳の誕生日後の最初の3月31日までの子どもを養育している場合には、最大5年間支給されます。
母子・父子家庭の医療制度	ひとり親家庭の18歳の誕生日後の最初の3月31日までの子どもおよびその子どもを扶養している父または母が医療機関で診療を受けた場合には、医療保険自己負担額が支給されます。
福祉向け県営住宅への優先入居	母子世帯または父子世帯で、20歳未満の子どもを扶養している場合に、申込みをすることができます。外国人の場合は、離婚の注釈が記載されている証明書など申込み時点で配偶者がいないことを証する本国の公的証明書を提出する必要があります。
母子父子寡婦福祉資金貸付金	20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の父母などが、就労や子どもの就学などで資金が必要となったときに、貸付けを受けられる制度です。
生活保護	健康で文化的な最低限度の生活を保障するために、その程度に応じて生活保護費が支給されます。外国人の場合は、「永住者」や「定住者」、「日本人の配偶者等」の在留資格を持つなど一定条件を満たす人は支給される場合があります。
県営住宅家賃の減額	収入が一定の基準に満たない人には、家賃が軽減される場合があります。
通勤定期運賃の割引	児童扶養手当の支給を受けている世帯は、JR東海の通勤定期運賃が3割引となります。(通学定期は対象外)